

議案第 83 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町有施設の管理運営の不備により発生した自動車のフロントガラス破損に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 17 日

三朝町長 松浦弘幸

1 和解及び損害賠償の相手方

三朝町 個人

2 和解の要旨

町は、損害賠償金 123,123 円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故の発生日

令和 3 年 11 月 23 日

(2) 事故の発生場所

東伯郡三朝町大字余戸地内（町道余戸波伯山線）

(3) 事故の状況

和解の相手方が町道余戸波伯山線を車両により通行していたところ、消防ホース乾燥塔に吊り上げられた消防ホースが強風に煽られ、当該車両のフロントガラスに消防ホースの接続金具部分が接触し、当該フロントガラスを破損したものである。